

<令和4年度手引の変更点>

① 経営経験・実務経験証明方法の変更

Before

原則、請求書等（契約書・注文書・請書を含む。）を
1月1件を1セットとして、証明期間通年分必要
（証明期間5年分→60セット、10年分→120セット）



After

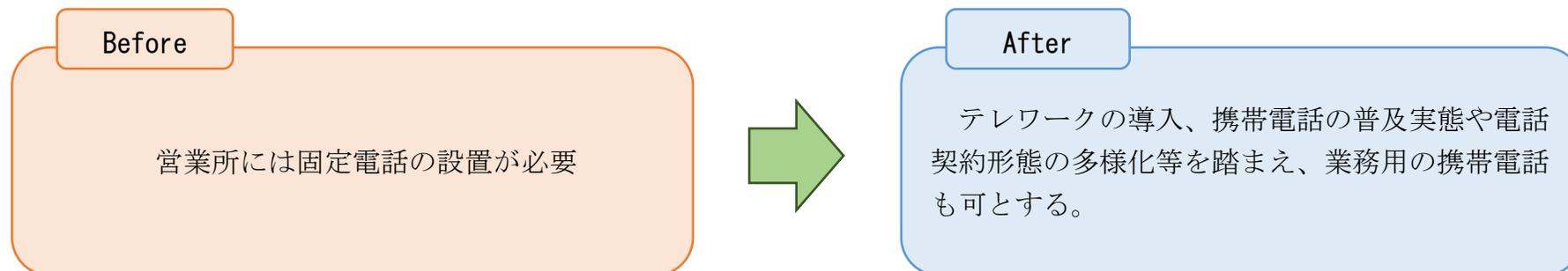
「経営経験・実務経験期間確認表」の提出をもって、
請求書等の年月の間隔が四半期（3か月）未満であれば、
間の請求書等の提出・提示を省略可能

「経営経験・実務経験期間確認表」の詳細については
手引 P61 をご確認ください

経営経験・実務経験期間確認表						
年	月	工事件名	工期	請求書等	入金確認資料	通算
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					

※【機械器具設置工事（専任技術者）の場合】
工期の全てではなく、現場での機械の組立・設置工事期間のみを実務経験期間とします。
⇒ 請求書等に加えて、工程表等現場で機械を組み立て・設置工事を行っている期間が確認できる資料を提出すること。

②営業所の電話要件の緩和



③経管・専技等のテレワークの活用

営業所への常勤性が求められる以下の3者について手引P5にテレワークの運用を明記

- ・ 常勤役員等（経營業務の管理責任者）
- ・ 営業所専任技術者
- ・ 建設業法施行令第3条に規定する使用人

④財務諸表様式の改正

令和4年3月31日付け建設業法施行規則の一部改正に伴い、以下の財務諸表様式等が変更

- ・ 様式第二号 工事経歴書 ※ 記載要領のみ改正
- ・ 様式第十五号 貸借対照表（法人用）
- ・ 様式第十七号 株主資本等変動計算書
- ・ 様式第十七号の二 注記表
- ・ 様式第十九号 損益計算書

